

平成 23 年 2 月 4 日  
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 36 号（実務対応報告第 5 号の改正）

## 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する 当面の取扱い(その 1)(案)」の公表

### コメントの募集

企業会計基準委員会は、平成 22 年度税制改正における連結納税制度等の一部改正を受けて、平成 22 年 6 月 30 日に改正実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 1)」を公表いたしました。

その公表後に、連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理について明確化が求められたことから、当委員会において、連結納税制度に関する実務対応報告の見直しを検討してまいりました。

今般、平成 23 年 2 月 3 日の第 218 回企業会計基準委員会において、標記の「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 1)(案)」(以下「本公開草案」という。)の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 23 年 3 月 1 日(火)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

### 記

電子メール : info@asb.or.jp  
ファクシミリ : 03-5510-2717

## **本公開草案の概要**

本公開草案は、平成 22 年度税制改正における連結納税制度等の一部改正を受けて公表された平成 22 年 6 月 30 日公表の改正実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 1)」(以下「平成 22 年 6 月 30 日公表の改正実務対応報告第 5 号」という。)の記載内容について一部追加的に見直しを行うものです。

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を説明したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

### **■ 連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表上の取扱い(Q17)**

平成22年度税制改正において完全支配関係のある内国法人間の寄付金取引は益金不算入及び損金不算入となったことに伴い、連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合でも、寄付金として課税されないこととなった。平成22年6月30日公表の改正実務対応報告第5号では、当該税制改正後も従来どおり各連結納税会社の連結法人税個別帰属額を「法人税、住民税及び事業税」に含めるとともに、連結納税子会社の連結法人税個別帰属額を連結納税親会社と連結納税子会社の間の未収入金(未払金)及び未払金(未収入金)として計上することとした。

本公開草案では、連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理として、連結法人税の個別帰属額に係る未収入金を計上する連結納税会社が、当該個別帰属額に係る未払金を計上する連結納税会社に対し、その支払を免除する決定を行い、相手方に意思表示を行ったときに、当該未収入金と当該未払金の消滅を認識するとともに、債務免除に係る損失と利益を営業外費用(収益)又は特別損失(利益)としてそれぞれの会社が計上することとしている。

なお、事業年度末に未収入金を計上すると見込まれる連結納税会社が、当該事業年度末日までに、未払金を計上すると見込まれる連結納税会社に対し、その支払を免除する決定を行い、相手方に意思表示を行ったときは、未収入金と未払金を計上した上で、当該未収入金と当該未払金の消滅を認識するとともに、債務免除に係る損失と利益を営業外費用(収益)又は特別損失(利益)としてそれぞれの会社が計上することとなる。

### **■ 適用時期等**

改正された実務対応報告は、平成 23 年 3 月 31 日以後終了する事業年度末より適用する。なお、改正された実務対応報告の適用は、会計方針の変更とは取り扱わない。

以 上